

1 地域医療構想策定のスケジュール（策定ガイドライン概要）

- 令和 9 年度（2027 年度）上半期頃までに課題整理や構想区域の設定等を行う。
- また、令和 10 年度（2028 年度）までに、2040 年において各医療機関が担う医療機関機能や医療提供体制確保のための取り組みを決定し、地域医療構想を策定する。

2 全体スケジュール（案）

- まず新たな地域医療構想の構想区域の検討を行い、その後、各構想区域の入院医療、外来医療、在宅医療、介護との連携、人材確保各項目の現状と課題について検討を行いながら、令和 9 年度（2027 年度）上半期頃までに一定のとりまとめを行う。
- 令和 9 年度（2027 年度）から令和 10 年度（2028 年度）にかけて、医療機関機能の検討及び精神医療等の検討を行うこととし、2028 年度（令和 10 年度）中に新たな地域医療構想を策定する。

| 時期                    | 検討事項                                                                                                                       |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 8 年度<br>(2026 年度)  | (1) 構想区域の検討<br>(2) 各構想区域の現状と課題の検討                                                                                          |
| 令和 9 年度<br>(2027 年度)  | <div>各構想区域の現状と課題とりまとめ※<sup>1</sup></div><br>(1) 新たな地域医療構想の取組の検討<br>(2) 医療機関機能の検討及び個別医療機関機能の決定<br>(3) 精神医療の検討※ <sup>2</sup> |
| 令和 10 年度<br>(2028 年度) | <div>新たな地域医療構想の策定</div>                                                                                                    |

※ 1 入院医療、在宅医療、外来医療、介護との連携、人材確保

※ 2 精神医療については、2026 年度（令和 8 年度）中を目途に国でガイドラインの策定が予定されているため、別途体制を含め検討